

コーデックス食品表示部会の 結果について（テクノロジーの活用関係）

令和 6 年12月
消費者庁食品表示課

第48回コーデックス食品表示部会（CCFL48）：結果概要

- テクノロジーの使用に関するガイドラインについて、CCFL48（10/27-11/1:ケベックシティ（カナダ））では、ステップ8で第47回総会（CAC47）に諮ることで合意。
- CAC47（11/25-11/30:ジュネーブ（スイス））で承認されれば、最終的にガイドラインとして採択される。

番号	仮議題名	
1	議題の採択	8
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	9
3	FAO/WHOから提起された関心事項	10
4	コーデックス規格案における表示事項の検討(承認)	11
5	アレルゲン表示	12
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ7） ⇒ステップ8へ	13
5.2	予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ4） ⇒ステップ5へ	14
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7） ⇒ステップ8へ	15
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ7） ⇒ステップ8へ	16
		17
		18

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ4）⇒ステップ2へ

アルコール飲料の表示（討議文書）⇒作業開始に至らず

緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）⇒作業開始に合意（ステップ1）

トランス脂肪酸（討議文書）⇒議論されず

サステナビリティ表示（討議文書）⇒作業開始に至らず

砂糖の表示-添加糖類の定義（討議文書）⇒作業開始に至らず

CCFLの将来の作業及び方向性（討議文書）

CCFLの作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

その他の事項

次回会合の開催日と開催地

報告書の採択

(CCFL48における変更点) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案 (1/4)

1. 目的

消費者に包装食品に係る情報提供を行うためのテクノロジーの使用について、指針を提供すること

2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品上のラベル又は表示を介し、消費者がテクノロジーを使用してアクセスする食品情報に適用される。

3. 利用

このガイドラインは、GSLPFその他の包装食品の表示に関連するコーデックス文書と併せて読むべきものである。

4. 用語の定義

このガイドラインの目的において
「食品情報」とは、包装食品に関するコーデックス文書の適用を受ける情報を意味する。
「テクノロジー」とは、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリケーションを含むがこれらに限られない、あらゆる電子的又はデジタルの手法を指す。

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
b) 一般の人々（その特定の一部を含む。）~~、又はその一部であって食品情報が想定する人々~~は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、かつ適正かつ容易なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。

（続く）

(CCFL48における変更点) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案 (2/4)

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項 (続き)

5.2 食品の名称、並びに健康及び安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.3 個別の実物の商品と紐付いている食品情報 (例: ロット番号、日付表示) は、個別の商品とその情報とを紐付けることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

6.1 販売の状態やラベル又は表示上の記載の免除のために、消費者が食品表示情報にアクセスできない場合には、当該食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用が検討されるべきである。

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

包装食品のラベル又は表示を介してテクノロジーの使用により消費者がアクセスする食品情報については、その食品情報が義務的に求められるものか任意で提供されるものかに関わらず、次の原則に基づかなければならない。

7.1 GSLPFのセクション 3 に規定する一般原則は、テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報に適用される。

7.2 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、他の言語で表示される場合も含めて、包装食品のラベル又は表示上で提供される情報と矛盾するものであってはならない。

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、グループ化され、他の情報と容易に区別できなければならない。

(続く)

(CCFL48における変更点) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案 (3/4)

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.4 食品情報がテクノロジーの使用により提供される場合には、該当するコーデックス文書に従って示されなければならない。

7.5 セクション 5 に定めるところにより、義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限 (use-by date or expiration date) が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、~~個人を特定するために使用されるかもしれない情報をいかなる情報をも~~提供又は開示する必要なく、容易にアクセスできなければならない。

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、プラットフォーム上に掲示される情報は十分なものであって、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるような方法で掲示されなければならない。~~十分な情報がテクノロジープラットフォーム上に掲示されなければならない。~~

7.8 包装食品のラベル又は表示上のreferenceの目的が消費者にとって自明でない場合には、どのように用いればいいのか、又はその使用によって得られる食品情報の種類に関する説明が伴わなければならない。(例:「原材料についての詳細情報はここをスキャン」)

(CCFL48における変更点) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案 (4/4)

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.9 テクノロジーの使用によりアクセスされる食品情報とリンクするラベル又は表示上のreference及び説明文は、GSLPFのセクション8.1.2及び8.1.3に準拠しなければならない。

7.10 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすく、また該当する場合には(if applicable)聞きやすい~~又は聞きやすい~~ものでなければならない。

7.11 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報の言語は、当該食品が販売される国の消費者に適したものでなければならない。

~~7.12 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への情報にアクセスするための料金(a charge to access)追加的負担なしに提供されなければならない。~~

(出典)

GUIDELINES ON THE USE OF TECHNOLOGY TO PROVIDE FOOD INFORMATION IN FOOD LABELLING (STEP 7) (CX/FL 24/48/7)

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_07e.pdf

Report of the 48th Session of the Codex Committee on Food Labelling, APPENDIX V

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252F%25E2%2598%2585Final%2BReport%252FREP24_FLe.pdf

を元に消費者庁作成

CCFL48において議論された主な論点

- ① 容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいかを決定する際の考慮事項について（そのテクノロジーへの広範、適切かつ「容易な」アクセス）（セクション5.1b)
- ② テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない情報について（セクション5.2）
- ③ テクノロジーを用いて情報提供する場合の提供方法・情報が利用可能な期間について（セクション7.3及び7.5）
- ④ 消費者の情報保護に関する規定について（セクション7.6）
- ⑤ その他の変更点

① 容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいかを決定する際の考慮事項について（そのテクノロジーへの広範、適切かつ「容易な」アクセス）（セクション5.1b）

- 5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
- a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
 - b) 一般の人々（**その特定の一部を含む。**）~~、又はその一部であって食品情報が想定する人々~~は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、**かつ適正かつ容易**なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
 - c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。

5.1 The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means:

- a) there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- b) the general population, including specific sub-sets thereof, should have widespread, adequate and easy access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- c) it is reasonable for the consumer to use technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use.

（出された主な意見）

- 高齢者のように、人口の中のあらゆる特定の一部（specific subsets）がテクノロジーへのアクセスを有している必要がある（その食品情報が想定する人々だけでは足りない。）。
- 「広範」（widespread）で「適正」（adequate）であることに加え「容易な」（easy）アクセスである必要がある。

（結論）

- 提案された文言のとおり修正。

② テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない情報について（セクション5.2）

5.2 食品の名称、並びに健康及び安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.2 The name of the food, food information concerning safety and nutrition, and any other mandatory food information as determined by the competent authority, should not be provided exclusively using technology.

（出された主な意見）

○ 名称や健康及び安全に関する食品情報以外にも、消費者が販売の時点で必要な食品情報（例：内容量やその他の管轄当局が決定する義務的情報）は、容器包装上のラベルで情報提供されるべき。

（← 消費者によっては、あらゆる情報が販売の時点で必要かもしれない、広範に過ぎるのではないか）

○ 「健康」や「安全」という文言は明確化されるべき。

○ 「安全」が最優先であることには疑いないが、「健康」はこの文脈では広範に過ぎて不明確であり、削除するかより具体的な文言に置き換えられるべき。

（← WHOより、「健康」に関する情報がテクノロジーにより代替されることについて懸念を表明）

（← 「健康」に関する情報には栄養成分表示が含まれるが、これは消費者の健康保護と情報に基づいた選択(informed choice)のためには容器包装上にあることが必要）

（結論）

○ 「健康」の代わりに「栄養」の語を用いることに合意。

○ 「管轄当局が決定するその他の義務的食品情報」は存置。

③ テクノロジーを用いて情報提供する場合の提示の方法・情報が利用可能な期間について (セクション7.3及び7.5)

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならない、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、グループ化され、他の情報と容易に区別できなければならない。

7.3 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling shall link directly to this information, and the mandatory food information shall be presented together, readily identifiable and easily distinguishable from other information.

7.5 セクション5に定めるところにより、義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限（use-by date or expiration date）が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.5 Subject to section 5, where mandatory food information is solely provided using technology, the food information shall be available for at least the period, established under intended conditions of distribution, storage, retail and use, that the food would remain safe and suitable for sale, consumption or use. For pre-packaged food that is labelled with a use-by date or expiration date, this means for at least the period up to and including this date.

（出された主な意見）

- セクション7.3について、義務的食品情報が他の情報と容易に区別できなければならない等の規定は、その情報がテクノロジーの使用「のみ」によって提供されるのかどうかに関わらず適用されるべきであるから、「のみ」(solely)は削除すべき。
- セクション7.3と平仄を取る観点から、セクション7.5についても、「のみ」は削除してはどうか。
（← セクション7.5については、情報がテクノロジーの使用「のみ」によって提供される場合にいつまで利用可能でなければならないかについての規定であることから、セクション7.3とは文脈が異なる。）

（結論）

- セクション7.3については「のみ」を削除、セクション7.5については存置。

④ 消費者の情報保護に関する規定について（セクション7.6）

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、**個人を特定するために使用されるかもしれない情報をいかなる情報をも提供又は開示する必要なく(having to)、容易にアクセスできなければならない。**

7.6 Food information described or presented using technology shall be readily accessible without consumers having to provide or disclose any information.

（出された主な意見）

○ データ保護に関する規制は国や地域により様々であり、「個人を特定するために使用されるかもしれない情報」だけでなくより広いルールに言及した文言とすべき。

（結論）

○ **提案された文言のとおり修正。**

⑤ その他の変更点

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、プラットフォーム上に掲示される情報は十分なものであって、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるような方法で掲示されなければならない。~~、十分な情報がテクノロジープラットフォーム上に掲示されなければならない。~~

7.7 When the label or labelling of a pre-packaged food references food information to be accessed using technology, the information presented on the platform shall be sufficient and presented in such a way as to enable consumers to ascertain that the food information pertains to that pre-packaged food.

7.10 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の状況下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすく、~~また該当する場合には(if applicable)聞きやすい~~また聞きやすいものでなければならない。

7.10 Food information described or presented using technology shall be clear, prominent and readily legible, and, if applicable, audible to the consumer under normal settings and conditions of use of the technological platform.

~~[~~7.12 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への情報にアクセスするための料金(a charge to access)追加的負担なしに提供されなければならない。~~]~~

7.12 Where food information is provided using technology, it shall be provided to the consumer without a charge to access the information.

セクション7.7、7.10、7.12については、それぞれ表現を修正。